

令和6年度(2024年度)版
熊本県食肉衛生検査所事業概要
(令和5年度(2023年度)実績)



目次

第1 総説

1 沿革	1
2 概要	
(1) と畜検査	4
(2) 食鳥検査	5
(3) 所管施設の位置関係	6
3 施設の設置及び権限に係る法令等	
(1) 熊本県食肉衛生検査所設置条例	7
(2) 熊本県食肉衛生検査所処務規程	8
(3) 熊本県衛生事務に関する委任規則	12
4 施設の概要	
(1) 建物平面図	14
(2) 主な検査機器一覧	15

第2 と畜検査業務の概要

1 と畜検査総括表	17
2 熊本県内と畜検査頭数	18
3 年度別と畜検査頭数	
(1) 年度別と畜検査頭数(牛)	19
(2) 年度別と畜検査頭数(豚)	19
(3) 年度別と畜検査頭数(馬)	20
(4) 年度別と畜検査頭数グラフ	20
4 と畜場内とさつ頭数及び獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したもの原因	
(1) と畜場:A	21
(2) と畜場:B	22
(3) と畜場:C	23
(4) と畜場:D	24

第3 食鳥検査業務の概要

1 食鳥検査総括表	25
2 処理場別 廃棄処分状況	26

第4	施設への衛生指導関係	
1	立入監視指導状況	27
2	微生物学的検査に基づく衛生指導実績	28
3	施設とのミーティング・会議等	28
4	施設への衛生教育	29
第5	精密検査	30
第6	輸出関係業務	
1	輸出認定施設に係る監視指導	
(1)	KU-1	32
(2)	KU-2	33
(3)	KU-3	34
(4)	その他の施設	34
2	輸出食肉衛生証明書等発行実績	35
第7	講習会及び調査研究等	
1	講習会の実施状況	
(1)	リスクコミュニケーション	36
(2)	研修受け入れ	36
(3)	データ還元事業	37
2	職員への研修（と畜・食鳥検査員を対象）	38
3	調査研究、発表等	38

第 1 総説

1 沿革

昭和 46 年度 (1971 年度)	4 月	熊本県畜産流通センター建設準備室発足 (農政部、衛生部の関係職員で構成)
	10 月	菊池郡七城町林原に建設決定 (26ha)
昭和 47 年度 (1972 年度)	4 月	食肉衛生検査所及び畜産流通センター起工式
昭和 48 年度 (1973 年度)	4 月	熊本県食肉衛生検査所設置条例公布施行
	5 月	社団法人熊本県畜産流通センター操業開始 食肉衛生検査所業務開始 (5 月 4 日)
昭和 49 年度 (1974 年度)	4 月	県北地区の勤務時間外の病畜等の検査機関となる 病畜の受付 (搬入) 時間を 22 時までとし 1 名の宿直制とする
昭和 56 年度 (1981 年度)	4 月	宿直制廃止 20 時までを検査所待機とし、20~22 時を自宅待機とする
昭和 60 年度 (1985 年度)	10 月	社団法人熊本県畜産流通センターを発展的に解散し、(株)熊本畜産流通センターとして新発足
	3 月	食肉衛生検査所敷地 4,362.37 m ² を県有地として確保 <<県有の畜産流通センター敷地及び施設を(株)熊本畜産流通センターへ売却に伴う措置>>
昭和 61 年度 (1986 年度)	4 月	検査データ処理のためにコンピュータ導入 (NEC5200M II)
	3 月	「(財)くまもと緑の基金」から銀杏 54 本、椿 22 本の配布を受け、植栽工事 (予算額 900 千円) 検査機器等整備事業として昭和 62 年度 (1987 年度) から 5 ヶ年計画で予算措置決定 (予算総額 30,000 千円)
昭和 62 年度 (1987 年度)	4 月	病畜等の受付 (搬入) 時間を 20 時までとし、20 時までの検査所待機を自宅待機に改める (夜間警備を警備会社に委託)

平成 3 年度 (1991 年度)	9 月	新規コンピュータ導入、使用開始（富士通 K150 S i / 30）
平成 4 年度 (1992 年度)	4 月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査開始（山鹿市、南関町、泗水町）
平成 5 年度 (1993 年度)	9 月	食鳥検査用コンピュータプログラム完成、使用開始
平成 6 年度 (1994 年度)	7 月	病畜等の受付（搬入）時間を平日は 18 時、その他の日は 15 時までに改める
平成 9 年度 (1997 年度)	4 月	食鳥処理場（株）北九福島（荒尾市）の検査開始
平成 12 年度 (2000 年度)	3 月	食鳥処理場（協）パナフーズ（泗水町）廃止
平成 13 年度 (2001 年度)	10 月 3 月	BSE 全頭検査開始 BSE 検査棟完成
平成 15 年度 (2003 年度)	8 月	病畜の受付（搬入）時間を平日は 17 時、その他の日は 13 時まで（土曜開場日は 15 時まで）と定める
平成 16 年度 (2004 年度)	9 月	BSE 陽性牛確認
平成 22 年度 (2010 年度)	2 月	（株）熊本畜産流通センターの新工場が竣工 （牛：最大 150 頭／日、豚：最大 1,000 頭／日）
平成 23 年度 (2011 年度)	3 月	サルモネラ検査棟完成
平成 25 年度 (2013 年度)	7 月 3 月	BSE 検査対象月齢が 48 か月齢超となる （株）熊本中央食肉センター（宇城市）の BSE 検査受け入れ （株）熊本畜産流通センターが対米輸出認定を受ける

平成 26 年度 (2014 年度)	4 月	これまで各保健所で実施していたと畜検査（宇城・御船・人吉）及び食鳥検査（八代）を当所に集約する。熊本県内のと畜検査及び食鳥検査（大規模に限る）の全てを当所が所轄し、3 課（室）体制（総務課、検査指導課、精密検査課及び人吉・八代検査室）となる
平成 27 年度 (2015 年度)	1 月	食肉衛生検査所機能整備事業基本構想策定
平成 28 年度 (2016 年度)	4 月	（株）熊本中央食肉センターで馬のと畜開始 天草検査室を新たに設置 熊本地震により全と畜場の処理が停止 各施設の復旧を確認次第、順次処理再開
	3 月	休止していた八代市食肉センター廃止
平成 29 年度 (2017 年度)	4 月	と畜場における健康牛の BSE 検査の廃止
平成 30 年度 (2018 年度)	7 月	千興ファーム食肉センターが本格復旧 米国農務省食品安全検査局査察受察
	12 月	株式会社児湯食鳥八代工場の竣工・新規許可
	3 月	食肉衛生検査所新庁舎建設着工
令和 2 年度 (2020 年度)	7 月	令和 2 年 7 月豪雨で人吉食肉センターが被災、と畜停止
	11 月	食肉衛生検査所新庁舎竣工
令和 3 年度 (2021 年度)	9 月	被災により休止していた人吉食肉センター廃止
令和 4 年度 (2022 年度)	12 月	休止していた国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター肉質評価実験棟 施設用途変更のため 廃止
令和 5 年度 (2023 年度)	9 月	被災により休止していた人吉食肉センターが別地にて竣工・新規許可

2 概要

(1) と畜検査

当所は、昭和 48 年（1973 年）4 月に本県における食肉流通の拠点として、社団法人熊本県畜産流通センター（現在：株式会社熊本畜産流通センター）と同時に設立され、と畜検査を開始した。平成 26 年（2014 年）4 月に組織改編が行われ、県内全ての施設にあたる 4 か所のと畜場（菊池市・宇城市・御船町・錦町）について検査並びにと畜場に併設された食肉処理場の監視指導を実施している。

令和 5 年度（2023 年度）のと畜検査頭数は、201,523 頭で畜種別内訳では、牛 33,306 頭（令和 4 年度（2022 年度）32,370 頭）、馬 4,339 頭（令和 4 年度（2022 年度）4,705 頭）、豚 163,873 頭（令和 4 年度（2022 年度）171,904 頭）、めん羊・山羊 5 頭（令和 4 年度（2022 年度）4 頭）となった。

と畜検査及び食鳥検査の検査データは、必要に応じて畜産農家や養鶏農家にフィードバックしており、家畜保健衛生所と連携をはかりながら、家畜の疾病予防と生産性の向上に役立てられている。

また、当所は輸出食肉認定施設を 2 か所管轄しており、輸出食肉に係る監視指導及び輸出証明書発行の事務を実施している。

と畜場の名称	所在地	畜種
株式会社熊本畜産流通センター （施設番号 Est. No. KU-2）	菊池市七城町林原 9 番地	牛 豚 めん羊 山羊
千興ファーム食肉センター	上益城郡御船町高木油野 2530 番地	馬
株式会社熊本中央食肉センター （施設番号 Est. No. KU-3）	宇城市豊野町巢林 548 番地	牛 馬
全国開拓農業協同組合連合会 人吉食肉センター	球磨郡錦町大字木上西 2180 番地 1	牛

(2) 食鳥検査

従来、県内3カ所（荒尾市、山鹿市、南関町）の大規模食鳥処理場（年間処理羽数30万羽を超える施設）の食鳥検査を実施していたが、平成26年（2014年）4月の組織改編により、保健所で食鳥検査を行っていた八代市の施設も当所で所管することとなった。さらに平成27年（2015年）3月からは、食鳥肉輸出に対応するため1カ所の認定小規模食鳥処理場（天草市）も所管するに至った。

所管する大規模食鳥処理場の令和5年度（2023年度）の食鳥検査羽数は、19,998,099羽（令和4年度（2022年度）20,357,303羽）で、そのうち時間内13,295,014羽、時間外6,703,085羽となった。（認定小規模食鳥処理場検査羽数を含む）

大規模食鳥処理場の名称	所在地	食鳥の種類
株式会社熊本チキン	山鹿市鹿本町石淵 1103-2	ブロイラー
株式会社チキン食品	玉名郡南関町下坂下 1087-1	ブロイラー
北九福鳥株式会社熊本営業所	荒尾市上井手下栗山 858	ブロイラー
株式会社児湯食鳥八代工場	八代市新港町三丁目 9 番地 26	ブロイラー
農事組合法人天草大王生産販売組合 （認定小規模食鳥処理場）	天草市本渡町本渡 788	ブロイラー

(3) 所管施設の位置関係



3 施設の設置及び権限に係る法令等

(1) 熊本県食肉衛生検査所設置条例

(設置)

第1条 と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査及びと畜場の衛生、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく食鳥検査及び食鳥処理場の衛生並びに食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食肉の衛生に関する事務(別表に掲げる施設に係るものに限る。)を行うため、食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)を置く。

(名称等)

第2条 検査所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本県食肉衛生検査所	菊池市

(組織)

第3条 検査所に、所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第4条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則 (平成28年3月7日条例第12号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第1条関係)

施設

と畜場及びこれに附属する施設(熊本市に所在するものを除く。)

食鳥処理場及びこれに附属する施設(熊本市に所在するものを除き、知事が指定するものに限る。)

(2) 熊本県食肉衛生検査所処務規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 検査所に次の表の左欄に掲げる課(室)を置き、その位置は同表の右欄のとおりとする。

課(室)	位置
総務課	菊池市
検査指導課	菊池市
精密検査課	菊池市
八代検査室	八代市
人吉検査室	人吉市
天草検査室	天草市

(役付職員等)

第3条 検査所に次長を置く。

2 各課に、課長を置く。

3 各室に、室長を置く。

4 検査所に主幹、参事及び所付を置くことができる。

5 課及び室に主幹及び参事を置くことができる。

6 検査所に勤務する獣医師(所付又は臨時若しくは非常勤の職(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この項において「法」という。)第2条第1項及び第3条第1項の規定により育児休業の承認を受けている職員、法第10条第1項及び第11条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を受けている職員並びに熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の表7の項及び8の項の特別休暇の承認を受けている職員の代替職員を除く。))を除く。))は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項の規定により知事に命ぜられたと畜検査員とする。

(職務)

第4条 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。

- 2 課長は、上司の命を受け、課務を処理する。
- 3 室長は、上司の命を受け、室務を処理する。
- 4 主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 5 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 6 所付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。

(分掌事務)

第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印に関する事。
- (2) 職員の人事及び服務に関する事。
- (3) 文書に関する事。
- (4) 経理に関する事。
- (5) 財産に関する事。
- (6) 所内の取締りに関する事。
- (7) 統計報告に関する事。
- (8) その他他課(室)の所掌に属しない事。

2 検査指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) と畜場(八代市、人吉市、天草市、上天草市、八代郡、球磨郡及び天草郡に所在するものを除く。)に関する事。
- (2) 食鳥処理場(八代市、人吉市、天草市、上天草市、八代郡、球磨郡及び天草郡に所在するものを除く。)に関する事。
- (3) 食肉の衛生に関する事。
- (4) 可検物の検査(精密検査を除く。)に関する事。

3 精密検査課の分掌事務は、可検物の精密検査に関する事とする。

4 八代検査室の分掌事務は、八代市及び八代郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に関する事とする。

5 人吉検査室の分掌事務は、人吉市及び球磨郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に関する事とする。

6 天草検査室の分掌事務は、天草市、上天草市及び天草郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に関する事とする。

(専決事項)

第6条 所長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関する事。
- (2) 検査所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。
- (3) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務

に關すること。

- (4) 職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に關すること。
- (5) 職員の時間外勤務等の命令及び当直に關すること。
- (6) 熊本県情報公開条例(平成 12 年熊本県条例第 65 号)第 11 条から第 15 条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に關すること。
- (7) 熊本県情報公開条例附則第 7 項の規定による行政文書の開示の申出の処理に關すること。
- (8) 個人情報の保護に關する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 82 条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定等に關すること。
- (9) 個人情報の保護に關する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 82 条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定等に關すること。
- (10) 個人情報の保護に關する法律第 101 条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定等に關すること。
- (11) 第 6 号から第 8 号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に關すること。
- (12) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (13) 400 万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (14) 1,000 万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (15) 200 万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (16) 100 万円未満の支出負担行為(第 12 号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (17) 熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 7 条第 4 項の規定に基づく会計職員の任免に關すること。
- (18) その他輕易な事項に關すること。

2 所長は、次の事項(八代検査室、人吉検査室及び天草検査室に係るものに限る。)について、あらかじめ指定した次長に専決させることができる。

- (1) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に關すること。
- (2) 職員の時間外勤務等の命令に關すること。
- (3) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (4) その他輕易な事項に關すること。

(代決)

第 7 条 所長の専決事項について、所長が不在のときは、次長が代決することができる。

- 2 前項の場合において、次長が不在のときは、総務課長（八代検査室にあっては八代検査室長、人吉検査室にあっては人吉検査室長、天草検査室にあっては天草検査室長）が代決することができる。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年3月31日訓令第32号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 熊本県衛生事務に関する委任規則

第1条 (省略)

第2条 熊本県食肉衛生検査所長に次に掲げる事務を委任する。

(1) 食品衛生法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの(食肉の衛生に関する事務であって、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。)

ア 法第8条第1項の規定による届出を受理すること。

イ 法第28条第1項の規定により当該職員に臨検検査又は収去させること。

ウ 法第30条第2項の規定により食品衛生監視員に監視又は指導を行わせること。

エ 法第59条の規定により食品等の廃棄又はその他必要な処置を命じること。

(2) と畜場法(以下この号において「法」という。)及びと畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下この号において「政令」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの(イからエまでに掲げる事務にあつては、獣畜のとさつ又は解体の検査及びと畜場の衛生に関する事務であって、条例別表に規定すると畜場に係るものに限る。)

ア 法第14条第1項から第3項までの規定により検査を行うこと。

イ 法第14条第4項又は第5項の規定により検査を行うこと。

ウ 法第16条の規定により同条各号に掲げる措置をとること。

エ 法第17条第1項の規定により必要な報告を徴し、及び当該職員に立入検査をさせること。

オ 政令第5条第1項第1号から第3号までに規定する許可をすること。

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務であつて、次に掲げるもの(食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関する事務であつて、条例別表に規定する食鳥処理場に係るものに限る。)

ア 法第6条第3項の規定による軽微な変更の届出を受理すること。

イ 法第15条第1項から第3項までの規定により検査を行うこと。

ウ 法第16条第9項の規定により技術的な指導及び助言を行うこと。

エ 法第20条の規定により同条各号に掲げる措置を採ること。

オ 法第37条第1項の規定によりその業務の状況に関し報告をさせること。

カ 法第38条第1項の規定によりその職員に、立入検査をさせ、関係者に質問させ、又は収去させること。

(4) 食品表示法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの(食肉の衛生に関する事務であつて、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。)

ア 法第8条第1項の規定により当該職員に立入検査、質問又は収去をさせること。

イ 法第12条第3項の規定により調査を行うこと。

(5) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの（食肉の衛生に関する事務であって、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。）。

ア 法第 15 条第 2 項の規定により輸出証明書を発行すること。

イ 法第 38 条第 2 項の規定により報告若しくは物件の提出を求め、又はその職員に立入調査をさせ、若しくは質問させること。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 32 号)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 項に 1 号を加える改正規定は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に効力を有する知事が行った処分その他の行為（改正後の第 1 条第 1 項第 5 号カ及びキ並びに第 24 号クに掲げる事務（改正前の同号ケに掲げる事務を除く。）に係るものに限る。）は、この規則の施行の日以後においては、熊本県保健所長が行った処分その他の行為とみなす。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 22 号)

(施行期日)

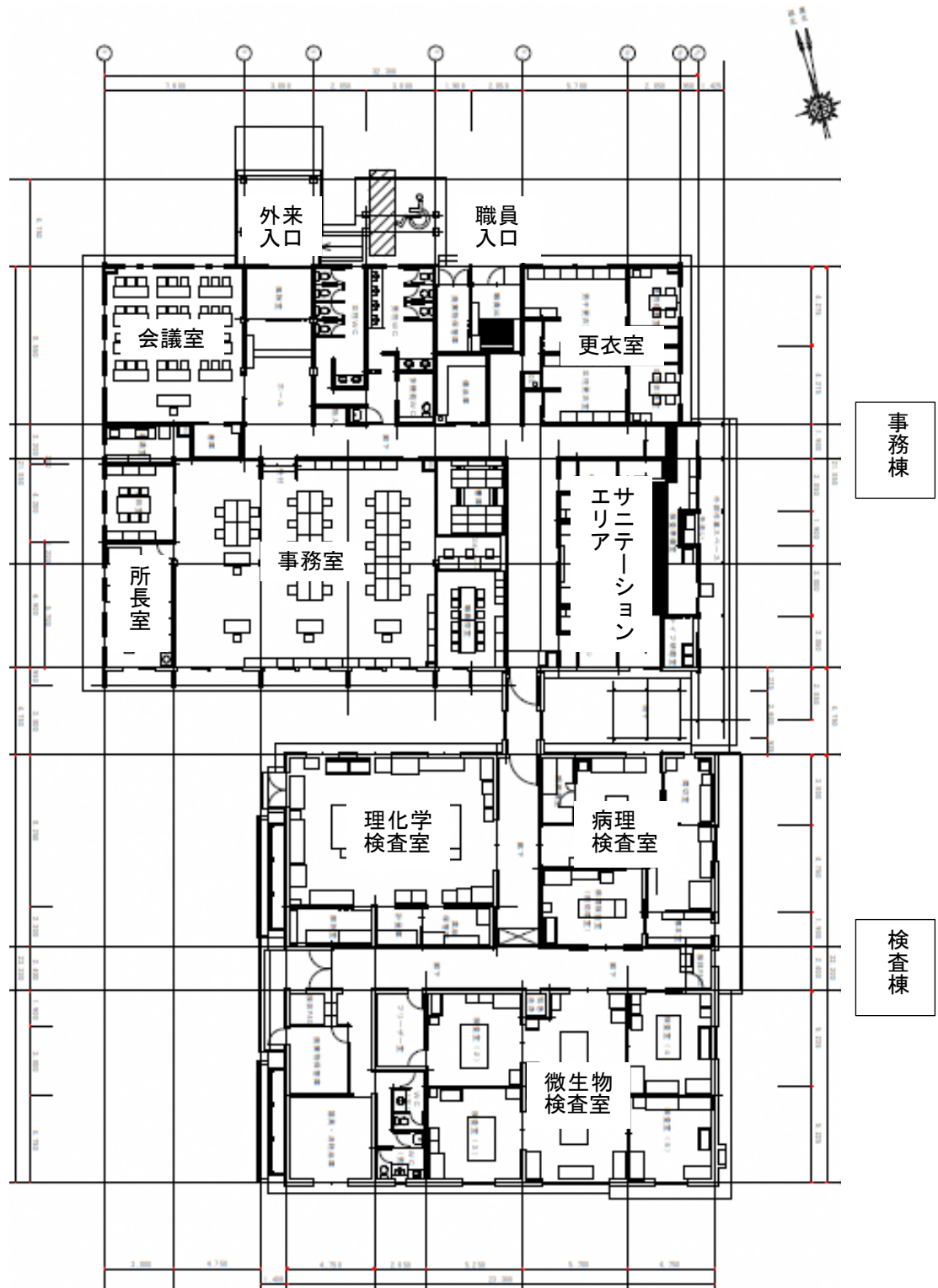
1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 （省略）

4 施設の概要

(1) 建物平面図

事務棟及び検査棟（延面積 1,247.45 m²）



(2) 主な検査機器一覧

1) 微生物検査室・BSL2 実験室

製品名	メーカー名	取得日付
クラスⅡA2 安全キャビネット (2 台)	日本エアーテック (株)	R2. 11. 26
クラスⅡA2 安全キャビネット (1 台)	日本エアーテック (株)	R2. 11. 26
クリーンベンチ	日本エアーテック (株)	R2. 11. 26
プログラム低温インキュベーター (2	東京理化器械 (株)	R2. 11. 13
プログラムインキュベーター (2 台)	(株) 日立製作所	H24. 3. 30
二槽式プログラムインキュベーター	(株) 平山製作所	H31. 3. 27
インキュベーター	三洋電機 (株)	H7. 10. 17
冷蔵庫	日本フリーザー (株)	H25. 2. 20
冷凍冷蔵庫 (2 台)	日本フリーザー (株)	H28. 8. 17
超低温フリーザー	日本フリーザー (株)	H26. 10. 29
超低温フリーザー	PHC (株)	R3. 11. 10
冷却遠心分離機	(株) トミー精工	R2. 3. 19
冷却遠心分離機	(株) トミー精工	R5. 12. 12
高感度 PCR 食中毒菌検出システム クオリバックス Q7	Hygiena 社	H31. 03. 28
ペトリフィルムプレートリーダー	スリーエム ジャパン (株)	H31. 02. 25
サーマルサイクラー	(株) アステック	R4. 12. 27
電気泳動槽	タカラバイオ (株)	H28. 8. 30
ゲル撮影装置	日本ジェネティクス (株)	R6. 1. 30
位相差顕微鏡	(株) ニコン	R5. 3. 22
高圧蒸気滅菌機 (3 台)	(株) トミー精工	R3. 2. 15
高圧蒸気滅菌機 (1 台)	(株) トミー精工	R5. 12. 12
乾熱滅菌機	東京理化器械 (株)	R3. 11. 16
分析用電子天秤	(株) エー・アンド・デイ	R3. 10. 1
電子天秤	(株) エー・アンド・デイ	R3. 7. 21
振盪器	タイテック (株)	R3. 11. 12
振盪器付き恒温水槽	ヤマト科学 (株)	H25. 2. 14
アルミブロック恒温槽	東京理化器械 (株)	R6. 3. 13
デジタル標準温度計	(株) 佐藤計量器製作所	R2. 1. 8
バッグホモジナイザー	アズワン (株)	R3. 12. 21
小型ロータリーミキサー	(株) 日伸理化	H31. 2. 26

2) 病理検査室

製品名	メーカー名	取得日付
ロータリーマイクロトーム	PHC	R04. 11. 26
パラフィン包埋ブロック作製装置	PHC	R04. 01. 17
自動染色装置	PHC 株式会社	R03. 03. 18
凍結マイクロトーム	PHC	R03. 01. 22
パラフィン伸展器	サクラファインテックジャパン	R02. 12. 22
自動包埋装置	PHC 株式会社	R02. 03. 09
マイクロトーム（滑走式）	大和光機工業	H29. 10. 18
蛍光顕微鏡	カールツァイスマイクロイメージング	H29. 01. 16
顕微鏡デジタルカメラ	カールツァイス	H26. 10. 02
標本洗浄機	サクラ精機株式会社	H23. 11. 18
マイクロトーム（回転式）	大和光機工業	S63. 07. 30
実体顕微鏡（写真撮影装置）	オリンパス光学	S62. 07. 30

3) 理化学検査室

製品名	メーカー名	取得日付
マイクロプレートリーダー	セントラル科学	R04. 01. 20
冷却遠心分離機	久保田商事	R03. 10. 21
吸引マニホールド（試験機）	ジーエルサイエンス	R03. 08. 24
高速液体クロマトグラフィー式	島津製作所	R03. 03. 18
スポットケム	アークレイ	H29. 12. 07
振とう器（万能シェーカー）	アズワン	H28. 07. 06
ポリトロンホモジナイザー	KINEMATICA	H25. 08. 29
ビーズ式ホモジナイザー	バーティンインスツルメンツ	H25. 03. 01
微量高速冷却遠心機	トミー精工	H25. 03. 19
ImmunoWash 1575 マイクロプレートウォッシャー	日本バイオラッド	H25. 03. 06
投込式恒温装置サーモメイト、シェイキングバス	ヤマト科学	H25. 02. 14
PH メーター	堀場製作所	H19. 09. 14
ドラフトチャンバー	ダルトン	H16. 09. 30
超音波洗浄装置	アイワ医科工業	R4. 7. 29
ドライキャビネット	東洋リビング	H14. 02. 12
インキュベーター	日立	H14. 02. 12

第2 と畜検査業務の概要

1 と畜検査総括表

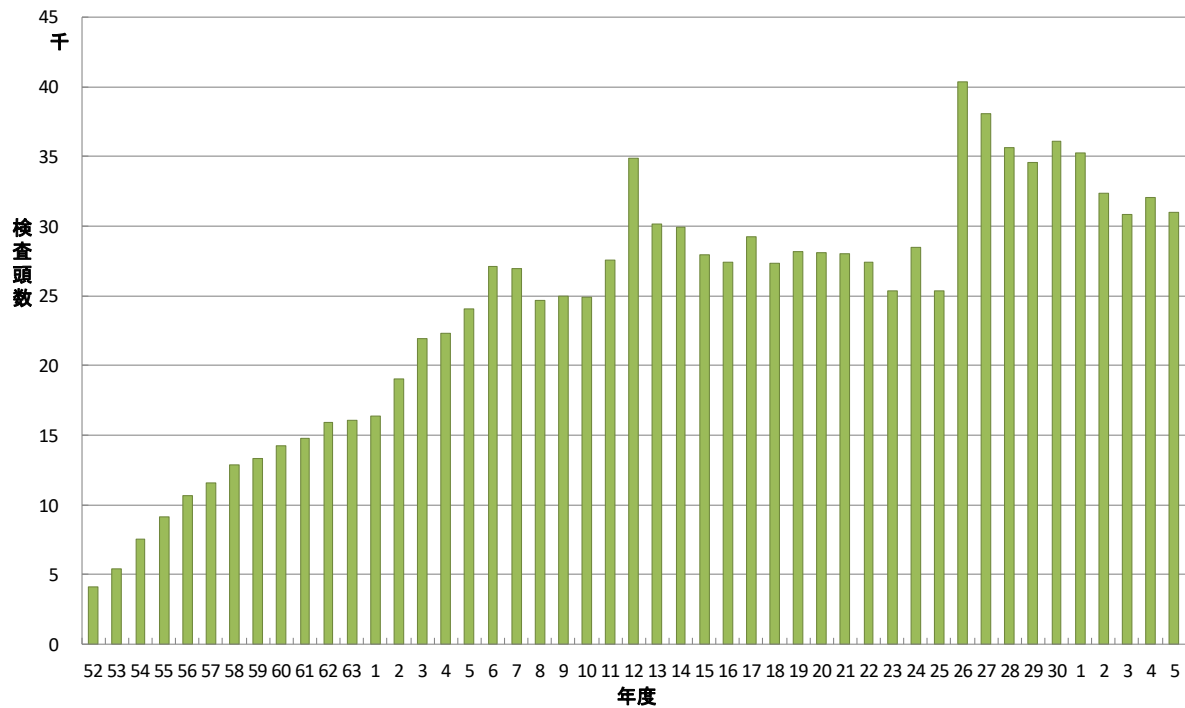
区分 畜種		時間内			時間外			合計	
		検 査 手数料 (円)	頭数 (頭)	収入金額 (円)	検 査 手数料 (円)	頭数 (頭)	収入金額 (円)	頭数 (頭)	収入金額 (円)
牛	300kg 以上	660	32,734	21,604,440	1,320	483	637,560	33,217	22,242,000
	300kg 未満	380	89	33,820	760	0	0	89	33,820
馬	生後1 年以上	660	4,302	2,839,320	1,320	36	47,520	4338	2,886,840
	生後1 年未満	380	1	380	760	0	0	1	380
豚		350	163,010	57,053,500	700	863	604,100	163,873	57,657,600
めん羊 山羊		380	5	1,900	760	0	0	5	1,900
計			200,141	81,533,360		1382	1,289,180	201,523	82,822,540

2 熊本県内と畜検査頭数

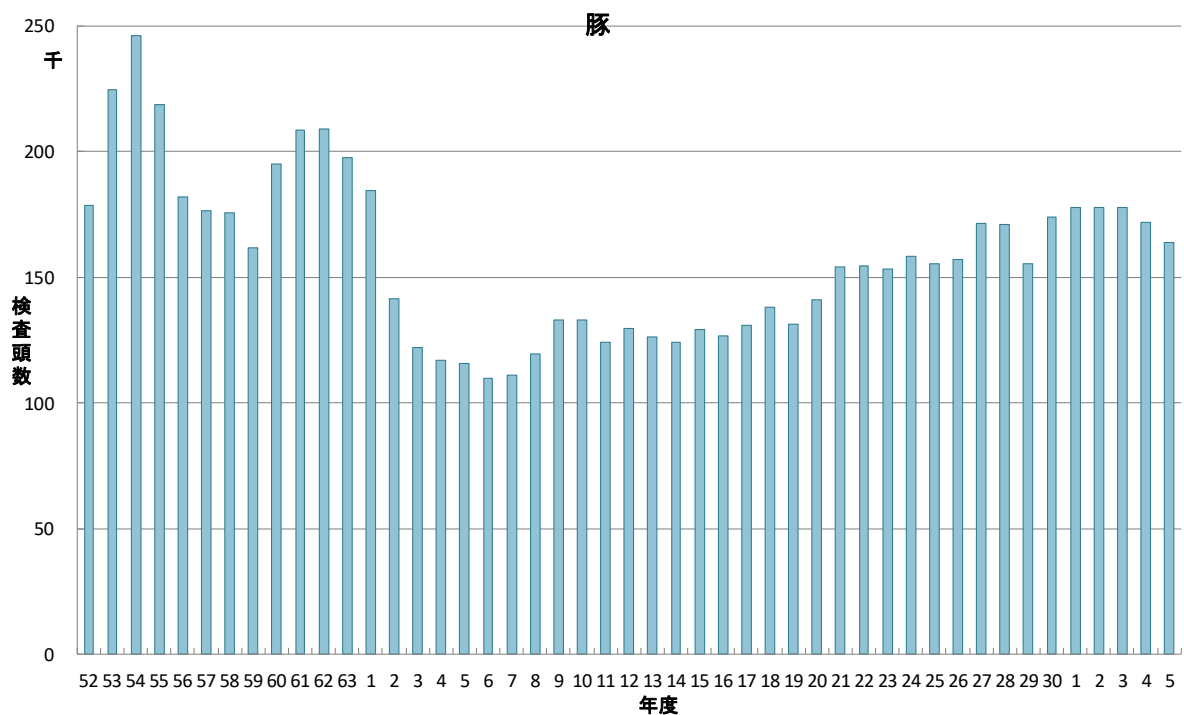
施設	牛 (300kg 以上)		牛 (300kg 未満)		牛 計	馬 (生後 1 年 以上)		馬 (生後 1 年 未満)		馬 計	豚		豚 計	めん羊 山羊		めん羊・山羊 計	計			
	時間 内	時間 外	時間 内	時間 外		時間 内	時間 外	時間 内	時間 外		時間 内	時間 外		時間内			時間外			
														頭数	検査料		頭数	検査料		
A	16, 847	289	52	0	17, 188	0	0	0	0	0	163, 010	863	163, 873	5	0	5	179, 914	68, 194, 180	1152	985, 580
B	2, 263	0	6	0	2, 269	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2, 269	1, 495, 860	0	0
C	0	0	0	0	0	1, 768	19	0	0	1, 787	0	0	0	0	0	0	1, 768	1, 166, 880	19	25, 080
D	13, 624	194	31	0	13, 849	2, 534	17	1	0	2, 552	0	0	0	0	0	0	16, 190	10, 676, 440	211	278, 520
合 計	32, 734	483	89	0	33, 306	4, 302	36	1	0	4, 339	163, 010	863	163, 873	5	0	5	200, 141	81, 533, 360	1382	1, 289, 180

3 年度別と畜検査頭数

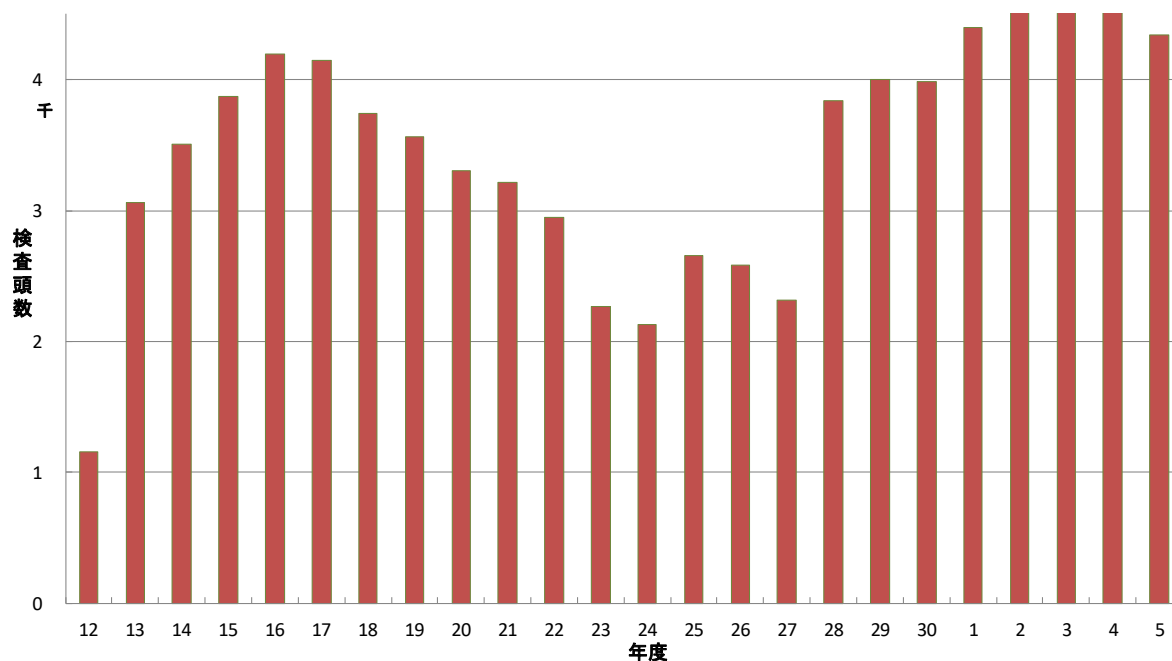
(1) 年度別と畜検査頭数（牛）



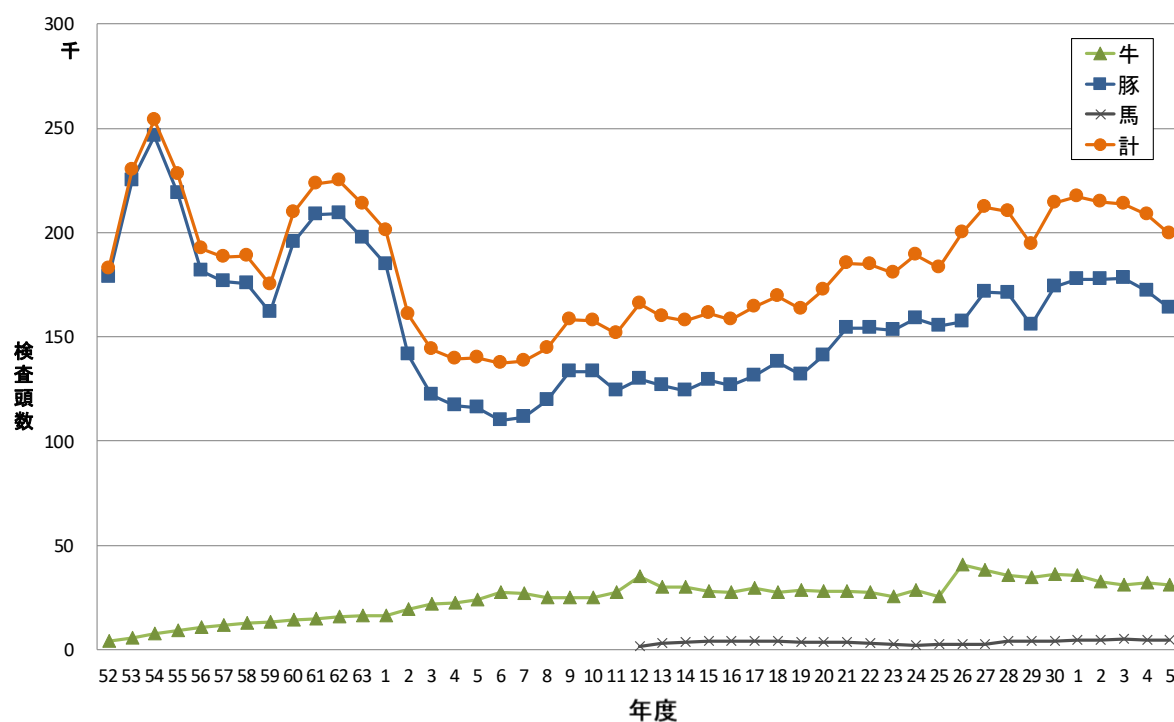
(2) 年度別と畜検査頭数（豚）



(3) 年度別と畜検査頭数（馬）



(4) 年度別と畜検査頭数グラフ



4 と畜場内と殺頭数及び獣畜のと畜解体禁止又は廃棄したもの原因

(1) と畜場：A

	と畜場内と殺頭数	区分	実頭数	疾病別頭数																													
				細菌病									ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病													計
				炭	豚	サルモネラ	結核	ブルセラ	破傷風	放線菌	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ	その他	のう虫	ジストマ	その他	膿毒	敗血	尿毒	黄	水	腫瘍	中毒	炎症・汚染	変性または萎縮	その他					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
牛	17,136	禁止	2														1	1										2					
		全部廃棄	367									124						70	32	19	11	63	1		47			367					
		一部廃棄	8,786													11	1				2	142	2		6,972	1,113	2,948	11,191					
とく	52	禁止																															
		全部廃棄	5															2				3						5					
		一部廃棄	30																			1			28	1	5	35					
馬		禁止																															
		全部廃棄																															
		一部廃棄																															
豚	163,873	禁止	1																								1	1					
		全部廃棄	856		1													364	94		3	343	4		30	17		856					
		一部廃棄	116,970								582										17	2,009			114,009	1,942	1,611	120,170					
めん羊	5	禁止																															
		全部廃棄																															
		一部廃棄																															
山羊		禁止																															
		全部廃棄																															
		一部廃棄																															

(2) と畜場：B

	と畜場内と殺頭数	区分	実頭数	疾病別頭数																									
				細菌病								ウイルス・リケッチャ病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病										計
				炭	豚	サルモネラ	結核	ブルセラ	破傷	放線菌	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ	その他	のう虫	ジストマ	その他	膿毒	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒	炎症・汚染	変性または萎縮	その他	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	
牛	2,263	禁止																											
		全部廃棄	21									15							1			2			3			21	
		一部廃棄	949																		2	29	3		752	89	358	1,233	
とく	6	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄	3																						3		1	4	
馬		禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
豚		禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
めん羊		禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
山羊		禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											

(3) と畜場：C

	と畜場内と殺頭数	区分	処分 実頭数	疾病別頭数																												
				細菌病									ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病												計
				炭	豚	サル	結	ブ	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中	炎	変	そ				
				疽	毒	モノ	核	ル	傷	線	の	コレ	の	キ	の	の	スト	の	毒	血	毒	疸	腫	瘍	毒	症	染	萎	他			
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
牛		禁止																														
		全部廃棄																														
		一部廃棄																														
とく		禁止																														
		全部廃棄																														
		一部廃棄																														
馬	1,787	禁止																														
		全部廃棄	2																											2		
		一部廃棄	414																		1	1					265	3	94	421		
豚		禁止																														
		全部廃棄																														
		一部廃棄																														
めん羊		禁止																														
		全部廃棄																														
		一部廃棄																														
山羊		禁止																														
		全部廃棄																														
		一部廃棄																														

(4) と畜場：D

	と畜場内と殺頭数	区分	処分実頭数	疾病別頭数																													
				細菌病									ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病													計
				炭	豚	サルモネラ	結核	ブルセラ	破傷	放線菌	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ	その他	のう虫	ジストマ	その他	膿毒	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒	炎症・汚染	変性または萎縮	その他					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
牛	13,818	禁止																															
		全部廃棄	123									69						15	8	4	4	14	3		6			123					
		一部廃棄	6,828													15					1	192	6		5,466	650	2,818	9,148					
とく	31	禁止																															
		全部廃棄	2															1				1						2					
		一部廃棄	27																			1			27		6	34					
馬	2,552	禁止																															
		全部廃棄	3																		1				2			3					
		一部廃棄	671														44						1		510	2	84	641					
豚		禁止																															
		全部廃棄																															
		一部廃棄																															
めん羊		禁止																															
		全部廃棄																															
		一部廃棄																															
山羊		禁止																															
		全部廃棄																															
		一部廃棄																															

第3 食鳥検査業務の概要

1 食鳥検査総括表

施設	種類	時間内			時間外			合計	
		検査手数料 (円)	羽数 (羽)	収入金額 (円)	検査手数料 (円)	羽数 (羽)	収入金額 (円)	羽数 (羽)	収入金額 (円)
A	ブロイラー	3	3,550,008	10,650,024	4	1,965,991	7,863,964	5,515,999	18,513,988
	成鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		3,550,008	10,650,024		1,965,991	7,863,964	5,515,999	18,513,988
B	ブロイラー	3	1,772,667	5,318,001	4	513,728	2,054,912	2,286,395	7,372,913
	成鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		1,772,667	5,318,001		513,728	2,054,912	2,286,395	7,372,913
C	ブロイラー	3	948,189	2,844,567	4	1,033,239	4,132,956	1,981,428	6,977,523
	成鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		948,189	2,844,567		1,033,239	4,132,956	1,981,428	6,977,523
D	ブロイラー	3	7,023,760	21,071,280	4	3,190,127	12,760,508	10,213,887	33,831,788
	成鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		7,023,760	21,071,280		3,190,127	12,760,508	10,213,887	33,831,788
E	ブロイラー	3	390	1170	4	0	0	390	1170
	成鶏	3	0		4	0	0	0	0
	計		390	1170		0	0	390	1170
合計	ブロイラー	3	13,295,014	39,885,042	4	6,703,085	26,812,340	19,998,099	66,697,382
	成鶏	3	0	0	4				
	計		13,295,014	39,885,042		6,703,085	26,812,340	19,998,099	66,697,382

2 処理場別 廃棄処分状況

施設	A			B			C			D			E			合計		
検査羽数	5,515,999			2,286,395			1,981,428			10,213,887			390			19,998,099		
	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
処分実羽数		44,001	235,838	8,691	7,235	6,532	5,225	24,977	44,362	21,490	71,735	69,750	0	0	7	35,406	147,948	356,489
鶏 痘																		
伝 染 性 気 管 支 炎																		
ニ ュ ー カ ッ ス ル 病																		
鶏 白 血 病																		
封 入 体 肝 炎																		
マ レ ッ ク 病																		
そ の 他																		
大 腸 菌 症		17,660			3,815			10,306			22,370						54,151	
鶏伝染性コリーザ																		
サルモネラ病																		
ブドウ球菌症																		
その他の細菌病																		
毒 血 症																		
膿 毒 症																		
敗 血 症		77			24			15			251						367	
真 菌 症																		
原 虫 病																		
寄 生 虫 病																		
変 性		10,452	11,475		1,136	314	2,275	4,117	2,464		12,445	27,952				2,275	28,150	42,205
尿酸塩沈着症																		
水 腫					6												6	
腹 水 症		1,675			349		497	480		10,490						497	12,994	
出 血		2,132	15		341	62	285	1,553	151	3,761						285	7,787	228
炎 症		4,600	224,348		1,133	6,156	118	6,193	41,747	3,838	41,798				7	119	15,764	314,056
萎 縮																		
腫 瘍		16			7			7		833							506	
臓器の異常な形					1													
異 常 体 温																		
黄 疸		3			3					31							16	
外 傷										3							51	
中 毒 諸 症																		
削瘦及び発育不良		3,461		8,691	245		518	392		21,490	14,055					162,873	4,444	
放 血 不 良		3,301			122		1,532	1,814		1,659						5,521	3,186	
湯 漬 過 度																		
そ の 他		624			53			40		1,999							862	
合計		44,001	235,838	8,691	7,235	6,532	5,225	24,977	44,362	21,490	71,735	50,094	0	0	7	174,292	88,139	260,465

第4 施設への衛生指導関係

1 立入監視指導状況

(1) と畜場及びその付属施設

		監視・検証件数(又は頻度)			備考
		作業前点検	作業中点検	記録等検証	
A	と畜場	牛：週2回以上※ ¹ 豚：週2回	牛：週5回※ ² 豚：週2回	牛：1回/月 豚：1回/月	対米等輸出食肉 認定施設
	食肉処理場	牛：週2回以上※ ¹ 豚：月1回	牛：週2回		
B	と畜場	週1回	週1回	月1回	—
	食肉処理場	—	—	—	
C	と畜場	月1回	月1回	月1回	—
	食肉処理場	—	—	—	
D	と畜場	馬：月1回 牛：週3回	馬：月1回 牛：週3回	月1回	対台湾等輸出食肉 認定施設
	食肉処理場	馬：月1回 牛：週2回	馬：月1回 牛：週2回		

※1 週2日はと畜場及び食肉処理場を点検し、その他の日はと畜場または食肉処理場のいずれかを点検する。また、週1日は施設周囲の点検を行う。

※2 と畜場休業日は点検は実施しないため回数に変動あり。

(2) 食鳥処理場及びその付属施設

		監視・検証件数(又は頻度)			備考
		作業前点検	作業中点検	文書点検	
A	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
B	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
C	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
D	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
E	食鳥処理場	四半期 回	月 回	月 回	
	食肉処理場	四半期 回	月 回	月 回	

2 微生物学的検査に基づく衛生指導実績

と畜及び食鳥処理された枝肉及びと体表等々の拭取り検査又は切取り検査を施設ごとに実施し、その結果に基づき指導を行った。

検査対象	検査項目	施設数	延べ実施回数
牛、豚枝肉 (切取り)	衛生指標菌 (一般細菌、腸内細菌科菌群)	4	48
鶏と体 (切取り)	衛生指標菌 (一般細菌、腸内細菌科菌群)	4	49

3 施設とのミーティング・会議等

(1) Aと畜場

牛処理施設の衛生管理に係るミーティング：8回

豚処理施設の衛生管理に係るミーティング：7回

輸出に係るミーティング：不定期

(2) Bと畜場

衛生管理に係るミーティング：5回

(3) Cと畜場

衛生管理に係るミーティング：12回

(4) Dと畜場

衛生管理に係るミーティング：1回

輸出に係るミーティング：5回

(5) A食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：1回

(6) B食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：1回

(7) C食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：6回

(8) D食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：1回

(9) E食鳥処理場

4 施設への衛生教育

(1) 通常の衛生教育

施設従業員全員に対する衛生教育等

新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止

(2) と畜場及び食鳥処理場の品質管理部門責任者等研修会

施設の衛生管理部門を対象とした高度な内容の研修会

令和4年8月	衛生指標菌を用いた微生物検証作業 (新型コロナウイルス感染症防止のため書面開催)
令和5年1月	対米等輸出食肉に係る衛生管理について (集合開催)

第5 精密検査

(1) 微生物学検査

分類	検体数	備考
と畜検査又は食鳥検査に伴う精密検査	105	敗血症、豚丹毒、悪性水腫など
衛生検査（と畜場）※ 切り取り又は拭取り検査	270	衛生指標菌 （一般細菌、腸内細菌科菌群等）
衛生検査（食鳥処理場）※ 切り取り検査	250	衛生指標菌 （一般細菌、腸内細菌科菌群）
アメリカ合衆国等向け輸出食肉 サルモネラ検査	119	
アメリカ合衆国向け輸出食肉 S T E C検査	24	
計	768	

※第4の2の検査を含む

(2) 病理学検査

病理学的診断	牛	馬	豚	鶏
牛伝染性リンパ腫	206	－	－	－
牛伝染性リンパ腫以外の腫瘍	2	0	1	0
炎症	0	0	0	0
変性	0	0	0	0
その他	0	0	0	0

(3) 理化学検査

1) 血液生化学検査

検査疾病名	尿毒症				黄疸			
と畜場	牛	豚	馬	めん羊	牛	豚	馬	めん羊
A	21	0	0	0	11	0	0	0
B	0	0	0	0	0	0	0	0
C	0	0	0	0	0	0	0	0
D	7	0	0	0	4	0	2	0
総計	28	0	0	0	15	0	2	0

2) 食肉中の残留抗菌性物質スクリーニング検査

【検査結果】 (陽性頭数／検査頭数)

畜種別

種 検査法	畜 牛	豚	馬	めん 羊	合計
直接法	2/1,951	2/144	0/12	－	4/2,107
簡易抽出法	1/2	2/2	－	－	3/4
分別推定法	－	－	－	－	－
一斉分析法※	1/2	2/2	－	－	3/4

※残留基準値を超過した検体数

施設別

と畜場	A			B	C	D	
検査法	畜種 牛	豚	めん羊	牛	馬	牛	馬
直接法	1/1,385	2/144	－	0/140	0/11	1/426	0/1
簡易抽出法	0/1	2/2	－	－	－	1/1	－
分別推定法	－	－	－	－	－	－	－
一斉分析法※	0/1	2/2	－	－	－	1/1	－

※残留基準値を超過した検体数

3) TSE スクリーニング検査

当該年度実績なし

第6 輸出関係業務

1 輸出認定施設に係る監視指導

(1) KU-1 全国開拓農業協同組合連合会人吉食肉センター(と畜場) ゼンカイミート株式会社(食肉処理場)

1) 認定等状況(旧施設)

平成 23 年 (2011 年)	10 月	タイ向け輸出
平成 26 年 (2014 年)	11 月	インドネシア向け輸出
平成 29 年 (2017 年)	11 月	マレーシア向け輸出
平成 30 年 (2018 年)	2 月	U A E 向け輸出 バーレーン向け輸出 カタール向け輸出

2) 施設の概要及び指導状況等

旧施設はフルハラールでと畜を行うと畜場であり、イスラム圏への輸出を実施していたが、令和2年(2020年)7月豪雨により被災し操業不能となり、令和3年(2021年)9月30日付けで廃止された。

新施設を別地において建設し、令和5年(2023年)10月より稼働している。旧施設同様フルハラールでと畜を行っており、輸出認定の再取得を目指している。

(2) KU-2 株式会社熊本畜産流通センター

1) 認定等状況

平成 24 年 (2012 年)	1 月	マカオ向け輸出 タイ向け輸出
平成 26 年 (2014 年)	3 月	ベトナム向け輸出 アメリカ合衆国、カナダ、香港向け輸出 ニュージーランド向け輸出
平成 27 年 (2015 年)	10 月	ミャンマー向け輸出
平成 28 年 (2016 年)	9 月	シンガポール向け輸出
平成 29 年 (2017 年)	2 月	ブラジル向け輸出
	9 月	台湾向け輸出
平成 30 年 (2018 年)	1 月	フィリピン向け輸出
	9 月	オーストラリア向け輸出
令和 6 年 (2024 年)	3 月	メキシコ向け輸出

2) 施設の概要及び指導状況等

米国等向け輸出食肉取扱認定施設として、認定要綱等の規定に基づき、様々な検査、検証業務を実施しており、九州厚生局の定期査察が毎月実施される施設となっている。

令和 5 年 (2023 年) 2 月にメキシコ農畜水産漁業安全総局 (SENASICA) により、メキシコ向け輸出牛肉取扱施設としての現地調査を受査。令和 6 年 (2024 年) 3 月に認定を受けた。

**(3) KU-3 株式会社熊本中央食肉センター(と畜場)
株式会社杉本本店(食肉処理場)**

1) 認定等状況

令和2年(2020年)	11月	タイ向け輸出 マカオ向け輸出
令和3年(2021年)	12月	アラブ首長国連邦(UAE)向け輸出
令和4年(2022年)	6月	カタール向け輸出
	8月	シンガポール向け輸出 台湾向け輸出
令和5年(2023年)	4月	サウジアラビア向け輸出

2) 施設の概要及び指導状況等

台湾及びシンガポール向け輸出認定取得により、九州厚生局の定期査察(年1回)の対象施設となっており、認定要綱等の規定に基づき、監視指導及び事務を実施している。

(4) その他の施設の認定等状況

・株式会社熊本チキン

平成22年(2010年)	11月	ベトナム向け輸出
平成24年(2012年)	7月	香港向け輸出

・株式会社チキン食品

平成23年(2011年)	5月	香港向け輸出
--------------	----	--------

・農事組合法人天草大王生産販売組合

平成27年(2015年)	9月	香港向け輸出
--------------	----	--------

2 輸出食肉衛生証明書等発行実績

(1) 牛肉等

1) KU-2

輸出国	畜種（品目）	件数	重量（t）
アメリカ合衆国	牛（牛肉）	376	53.76
香港	牛（牛肉）	825	104.03
カナダ	牛（牛肉）	9	0.33
オーストラリア	牛（牛肉）	74	3.22
シンガポール	牛（牛肉）	67	5.72
台湾	牛（牛肉）	705	203.23
マカオ	牛（牛肉）	51	4.62
タイ	牛（牛肉）	12	1.23
フィリピン	牛（牛肉）	7	0.98
ベトナム	牛（牛肉）	3	0.34
計		2,129	377.46

2) KU-3

輸出国	畜種（品目）	件数	重量（t）
台湾	牛（牛肉）	27	18.99
シンガポール	牛（牛肉）	10	3.56
マカオ	牛（牛肉）	3	0.24
タイ	牛（牛肉）	11	3.12
UAE	牛（牛肉）	13	45.70
カタール	牛（牛肉）	2	0.32
計		66	71.93

3) 豚肉等（KU-2）

輸出国	畜種（品目）	件数	重量（t）
香港	豚（豚肉）	14	6.85
計		14	6.85

4) 鶏肉等

輸出国	畜種	件数	重量（t）
香港	鶏（鶏肉）	66	7.85
豪州	鶏（カラパウダー）	2	-
計		68	7.85

第7 講習会及び調査研究等

1 講習会の実施状況

(1) リスクコミュニケーション事業

講座「お肉のことをもっと知ろう！」を実施し、一般消費者や学生を対象に、獣畜が食肉になるまでの工場や食肉の安心・安全について説明した。

実施日	対象	参加人数	備考
R5. 9. 6	下益城城南中学校	9	施設見学有り
R6. 2. 28	九州看護福祉大学 看護福祉学部看護学科保健師課程	21	施設見学有り

(2) 研修受け入れ

1) 他自治体からの研修受け入れ

実施日	対象	参加人数	備考
R5. 2. 21～2. 22	佐賀県食肉衛生検査所	1	
R5. 2. 27	福岡県食肉衛生検査所	2	

2) 獣医系大学からの研修受け入れ

実施日	大学	参加人数	備考
R5. 6. 5～6. 7 R5. 6. 19～6. 21 R5. 7. 3～7. 5 R5. 7. 24～7. 26 R5. 8. 7～8. 9	山口大学 共同獣医学部	33	公衆衛生実習
R4. 8. 17	鹿児島大学、酪農学園大学	2	インターンシップ
R4. 8. 24	岡山理科大学、山口大学	2	インターンシップ
R4. 9. 7	岡山理科大学、酪農学園大学	2	インターンシップ

(3) データ還元事業

1) 豚のと畜検査結果の家畜保健衛生所へのフィードバック

(概要) 豚のと畜検査結果について、家畜保健衛生所からの要望に応じ提供するもの。

(方法) 情報提供の承諾を受けた豚農家のと畜検査結果を、一覧表及びグラフ化し、農家を管轄する家畜保健衛生所へ情報還元している。

2) 豚のと畜検査結果の農家への情報提供

(概要) 県全体の豚のと畜検査結果について、豚農家の要望に応じ提供するもの。

(方法) 毎月、豚全体のと畜検査結果の全部廃棄の内訳と件数及び一部廃棄のうち件数が多いもの(100件以上)の内訳と件数を一覧表にまとめ、提供している。
また、廃棄原因となる疾病についての説明や、と畜場のHACCP導入、枝肉拭き取り検査結果などの情報を「食肉衛生検査所便り」というコラム形式にし、同時に配布している。

2 職員への研修（と畜・食鳥検査員を対象）

（1）所内研修

実施日	対象	内容
R5. 4 月	初任者	初任者研修
R5. 5 月	初任者等	アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱の概要
R5. 5 月	指名検査員	輸出食肉衛生検査施設における STEC 及びサルモネラ検査
R5. 6 月	初任者	輸出食肉衛生検査施設におけるサルモネラ検査採材
R5. 9 月	職員	高病原性鳥インフルエンザ研修
R5. 12～3 月（随時）	指名検査員	指名検査員向け研修

（2）外部研修への派遣

実施日	内容	出張先
R5. 6	令和5年度 食肉衛生検査研修	埼玉県和光市
R5. 12	九州ブロック指名検査員研修	Web 研修
R6. 1 月	令和5年度自治体職員向け食肉及び水産食品の輸出に関する研修（食肉の対米輸出に関する研修）	鹿児島県

3 調査研究、発表等

全国食肉衛生検査所協議会病理部会研修会 「牛の腹膜腫瘍」

発行者 : 熊本県
所 属 : 食肉衛生検査所
発行年度 : 令和 6 年度